○総務省告示第四百二十九号

無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）別表第二号の四の規定に基づき、平成十六年総務省告示第八百五十九号（無線局免許申請書等に添付する無線局事項書及び工事設計書の各欄に記載するためのコード表（無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。）を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年十二月五日

総務大臣　樽床　伸二

別表第二十三号中

ＣＤ１ＦＣ	
ＣＤ１ＦＢ	を
ＣＤ２ＦＣ	

「設備規則第49条の６の４第１項及び第３項に規定する基地局の無線設備」に、

ＣＤ２ＦＣ	
ＬＰＲ	
ＴＤＭＡ	を
ＣＤＭＡ１	

「設備規則第49条の６に規定する陸上移動局の無線設備」に、

ＬＰＲ	
ＢＷＡ２	
ＢＷＡ３	を
ＢＷＡ２	

「設備規則第49条の29に規定する陸上移動局の無線設備
設備規則第49条の30に規定する陸上移動局の無線設備」に改める。

○総務省告示第四百三十号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の六の四第一項第二号ハからホまで、第四十九条の六の五第一項第二号ロからニまで及び別表第三号17(2)の規定に基づき、平成十七年総務省告示第千二百九十九号（符号分割多元接続方式携帯無線通信、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信及び時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備の技術的条件を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年十二月五日

総務大臣　樽床　伸二

第一項を削る。

第二項中「であって、七一八MHzを超え八〇三MHz以下、八一五MHzを超え八九〇MHz以下、九〇〇MHzを超え九六〇MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、七四九・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下又は一、九二〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用するもの」を削り、同項第一号(1)中「七一八MHzを超え八〇三MHz以下、八一五MHzを超え八九〇MHz以下、九〇〇MHzを超え九六〇MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、七四九・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下又は一、九二〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用し、」を削り、同(1)アの表三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満の項中「離調周波数」の下に「（搬送波の周波数から不要発射の強度の測定帯域における当該搬送波に最も近い周波数までの差の周波数をいう。以下同じ。）」を加え、同表一、〇〇〇MHz以上一二、七五GHz未満（一、八八四・五MHz以上一、九一九・六MHz以下（一、九二〇MHzを超え一、九二五MHz以下の周波数の電波を使用する基地局にあっては、一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下）を除く。）の項中「一、九一九・六MHz以下（一、九二〇MHzを超え一、九二五MHz以下の周波数の電波を使用する基地局にあっては、一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下）」を「一、九一五・七MHz以下」に、「一、七四九・九MHz」を「一、七四四・九MHz」に改め、同表一、八八四・五MHz以上一、九一九・六MHz以下（一、九二〇MHzを超え一、九二五MHz以下の周波数の電波を使用する基地局にあっては、一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下）の項中「一、九一九・六MHz以下（一、九二〇MHzを超え一、九二五MHz以下の周波数の電波を使用する基地局にあっては、一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下）」を「一、九一五・七MHz以下」に改め、同(1)イの表一二・五MHz以上（七一八MHzを超え七四八MHz以下の周波数の電波を使用する陸上移動局に限る。）の項、一二・五MHz以上（八一五MHzを超え八九〇MHz以下の周波数の電波を使用する陸上移動局に限る。）の項、一二・五MHz以上（九〇〇MHzを超え九六〇MHz以下の周波数の電波を使用する陸上移動局に限る。）の項及び一二・五MHz以上（一、四二七・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下又は一、七四九・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下の周波数の電波を使用する陸上移動局に限る。）の項の次に次のように加える。